

地方自治法第292条の規定により準用する同法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、定例監査を実施しましたので、同条第9項の規定に基づき、その結果を公表します。

令和6年7月1日

刈谷知立環境組合監査委員 杉浦弘一

刈谷知立環境組合監査委員 深谷英貴

## 定例監査の結果

### 第1 監査の種類

地方自治法第292条の規定により準用する同法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、実施する監査

### 第2 監査の概要

#### 1 監査の対象及び期間

刈谷知立環境組合

令和6年7月1日（月）

#### 2 監査の対象事項及び範囲

令和5年4月1日～令和6年3月31日までに執行した事務事業

#### 3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及びその他事務の執行が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかという点に留意して監査を実施した。

### 第3 監査結果

各事務は、法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められた。